

守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業
実施方針

令和2年7月13日

守 山 市

目次

第1 実施方針の位置づけ	1
第2 事業の概要	1
1 事業名称	1
2 施設の管理者の名称	1
3 本事業の実施場所	1
4 施設の概要	1
5 発注方式	4
6 工期	5
7 業務範囲	5
8 事業スケジュール(予定)	6
第3 事業者の募集および選定に関する事項	7
1 募集および選定の方法	7
2 募集および選定のスケジュール	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
4 募集手続等	18
5 VE提案の実施	24
6 落札者の決定	26
7 提示条件	30
第4 その他本事業の実施に関し必要な事項	33
1 情報の公表	33
2 担当部局	33
別紙1 位置図	
別紙2 付近見取図	
別紙3 施工業務区域	
様式1 実施方針等に関する質問書	
様式2 個別現地見学の参加申込書	
様式3 参考資料貸与申請書	
様式4 (参考) VE提案に関する事前確認書	

第1 実施方針の位置づけ

この実施方針は、守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、民間の技術的能力を活用して効果的かつ効率的に新庁舎を整備するために、広く本事業の概要等を周知し、守山市（以下「市」という。）と民間企業との間での十分な意思疎通を図り、本事業に対する考え方に齟齬が生じないようにすることを目的として定める。

第2 事業の概要

1 事業名称

守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業

2 施設の管理者の名称

守山市長 宮本 和宏

3 本事業の実施場所

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

4 施設の概要

(1) 守山市庁舎の現状と課題

現在の守山市庁舎（以下「本庁舎」という。）は、昭和40（1965）年に守山町（当時）の「守山総合ビル」として本館・付属棟、東棟および大ホールが建設され、その後、昭和48（1973）年に本館の増築として新館が建設された。また、平成9（1997）年には南棟（上下水道事業所）が建設された。このため、本庁舎の中心的施設である本館および新館を含めて、その大部分は耐震基準を満たしておらず、震度6強以上の大地震で倒壊・損壊する危険性があるとされており、大規模地震に備えて、早急に庁舎の耐震安全性を確保する必要がある。

また、災害時の災害対策本部は、本庁舎から約1.7km離れた湖南広域消防局北消防署に併設する防災センターに設置し、本庁舎は災害時の中枢拠点としての機能を果たせない状況となっている。

加えて、平成5年に福祉・保健両部門と医療の連携によるサービスの向上を図るため、本庁舎から約1.1km離れた位置に福祉保健センター（すこやかセンター）を建設したこ

とから、福祉にかかわる窓口・執務機能が本庁舎とすこやかセンターに分散した形となっており、市民にワンストップでサービスを提供できていない状況にある。

本庁舎は、こうした耐震性や機能の分散の課題だけでなく、経年劣化により建物・設備の老朽化が著しく、また、施設の狭あい化等により執務環境の低下はもちろん、子育て世代・高齢者・障害者等の待合スペース・キッズスペースや相談室の不足等による市民サービスの低下や、バリアフリー化の不足など、市民を始めとする多様な来庁者への対応が不十分な状況となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した資料では、今後引き続き人口が増加するものの、2040年には人口減少に転ずるとされており、将来の少子高齢化も見据えた庁舎整備が必要である。

(2) 新庁舎整備の検討経過および方向性

上述の課題を抱えるなか、東日本大震災や熊本地震等における庁舎の被害状況および中枢機能である庁舎被害の発生による復旧・復興の遅れ等の状況を踏まえ、本庁舎の耐震性確保については、市役所内での検討はもちろんのこと、有識者や市民等の外部委員で構成された場での検討を重ねてきた。また、国の市町村役場機能緊急保全事業（耐震化が未実施の庁舎の建替えを支援する財政支援措置）の創設等を踏まえ、平成29年9月には、市議会の総意として、現庁舎敷地での早期整備を求める提言書がとりまとめられた。

当該提言書を受け市では、市民懇談会を通じた市民意見の聴取、建築等の専門家と職員で構成する庁舎整備計画策定アドバイザー会議での検討、さらに、市議会における公共施設調査特別委員会、新庁舎整備検討ワーキングチームおよび全員協議会等での議論等を経て、平成31年3月に現庁舎敷地において新庁舎を建設することとした。また、併せて、新庁舎にすこやかセンターの福祉窓口・執務機能および災害対策本部機能を集約し、「コンパクト」「ワンストップ」「市民に開かれた庁舎」等を基本方針とし、『つなぐ、守の舎（もりのや）』を新庁舎のイメージとする「守山市新庁舎整備基本計画」（以下「基本計画」という。）をとりまとめ公表した。

更に市では、こうした現在の本庁舎の諸課題とその解決に向けた検討内容を踏まえ、基本計画に基づき、令和5（2023）年度における現庁舎敷地での新庁舎の供用（外構等を除く。）を目標として、守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備基本設計（以下「基本設計」という。）を令和2年6月にとりまとめ公表し、本事業の実施に向けて手続きを進めているところである。

(3) 新庁舎の計画概要

新庁舎として整備する庁舎棟、車庫棟1および車庫棟2（以下「新庁舎」という。）に関する基本設計完了時における計画概要は、次に示すとおりである。なお、詳細は、別添資料1「守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備基本設計書」（以下「基本設計書」という。）において示すとおり。

図表1 基本設計における新庁舎の計画概要

敷地面積	17,457.30 m ²		
区 分	新庁舎		
	庁舎棟	車庫棟1※	車庫棟2
主要用途	事務所（市庁舎）	車庫	車庫
建築面積	約 3,790 m ² （庇面積を除く）	約 330 m ²	約 280 m ²
延床面積	約 12,540 m ² （庇面積を除く）	約 660 m ²	約 280 m ²
階数	地上4階+PH1階	地上2階	地上1階
最高高さ	約 18.60 m （PH階不算入）	約 7.80 m	約 5.10m
構造	鉄骨造（免震構造なし）	鉄骨造	鉄骨造

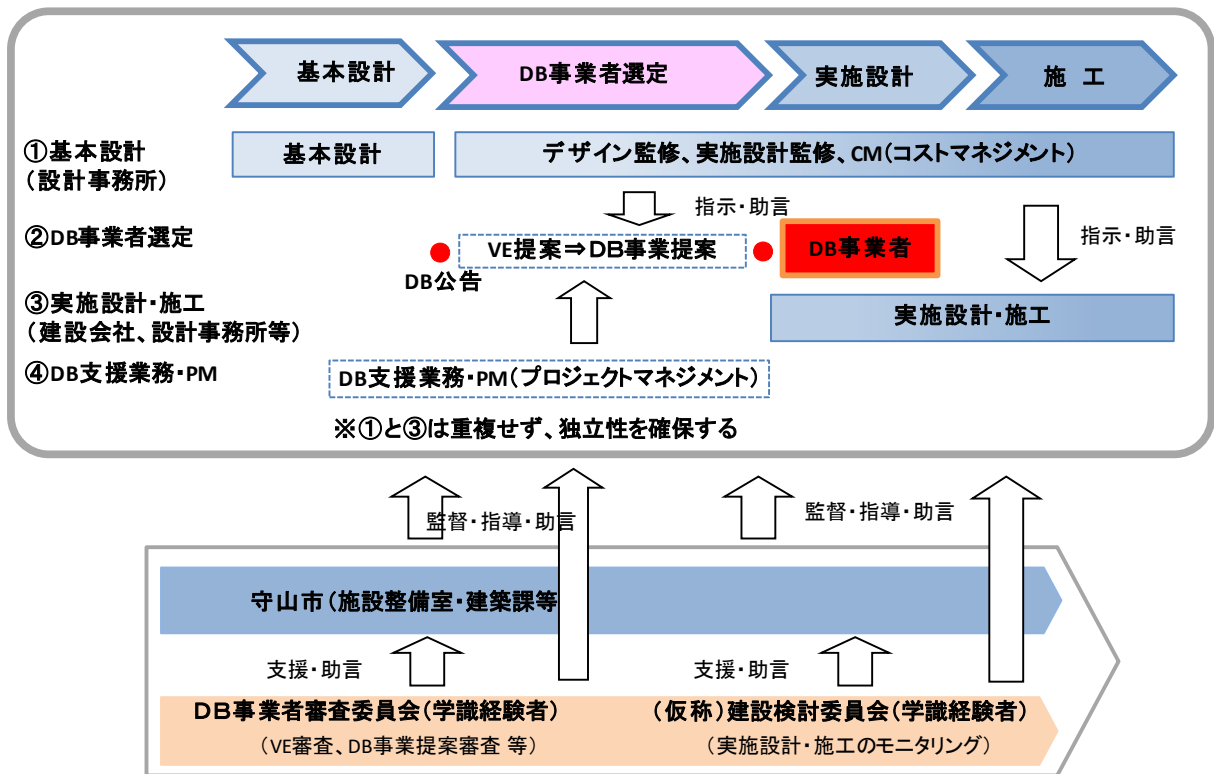
注）※床面積を縮小し渡り廊下により庁舎棟と接続する予定（諸元変更の予定）

5 発注方式

本事業では、民間企業の技術的能力の活用や創意工夫、多様な技術提案等により、市庁舎としての品質確保やコスト削減、工期遵守等を図ることを目的に、実施設計と施工を一括して発注する実施設計・施工一括発注方式を採用する。

実施設計・施工一括発注方式による本事業の実施にあたっては、基本設計に対するVE提案（工事費等の縮減、品質・性能の向上等に関する提案）等の審査や、実施設計における基本設計との整合性確保のための技術的検討、建築コストの上昇が続くなかでのコスト管理等が大変重要であると認識している。このため、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定、実施設計、施工の段階においても、基本設計を行った設計事務所が、デザイン監修、実施設計監修、施工監理とともにCM（コストマネジメント）の役割を担うことを予定している。また、本事業では、基本設計段階から事業者の選定まで、プロジェクトマネジャー（以下「PM」という。）が、本事業全体の品質・工期・コスト等の管理について、発注者である市を支援することになっている。

図表2 想定される実施設計・施工一括方式の実施方法および関係者の役割分担案



資料)「守山市新庁舎整備基本計画」(P67)をもとに一部修正

6 工期

本事業は、次に示すとおり 2 期に分けて業務を行うこととし、1 期業務の完了後に、市は新庁舎を暫定供用する（基本設計書参照）。

本事業の契約期間は、請負契約締結日から、2 期業務が完了する令和 6 年 7 月末までとする。

- ア 1 期業務：契約締結日の翌日から、庁舎棟および車庫棟 1 等の施工業務のうち、新庁舎の暫定供用に必要な 1 次建設工事（以下「1 次建設工事」という。）が完了する令和 5 年 6 月末
- イ 2 期業務：市が別途発注する 2 次解体撤去工事完了後に行う庇設置工事等の庁舎棟および車庫棟 1 等に関する最終工事（以下「2 次建設工事」という。）が完了する令和 6 年 7 月末

なお、工期の詳細は基本設計書、並びに 1 次建設工事および 2 次建設工事等の内容の詳細は、実施方針と併せて公表する「基本設計図書（案）」に示すとおり。

7 業務範囲

(1) 調査・実施設計業務

- ア 新庁舎の整備に必要となる調査
- イ 新庁舎の整備に必要となる、改修工事を除く全工事に関する実施設計（解体撤去工事、盛替え工事、仮設工事および外構工事に関する実施設計を含む。）およびその設計を行うために必要となる一切の業務

(2) 施工業務

- ① 先行解体撤去工事に関する施工業務
 - ア 基本設計図書に示す区域内における既存施設の先行解体撤去工事
 - イ 先行解体撤去工事に必要となる一切のインフラ盛替え・仮設工事および駐車場の仮設工事
- ② 建設工事に関する施工業務
 - ア 新庁舎のうち庁舎棟および車庫棟 1 を施工するために必要な一切の業務
 - イ 別紙 3 「施工業務区域」に示す区域内における、庁舎棟および車庫棟 1 に付帯して施工することが必要な一切の外構・その他関連工事

(3) その他関連業務

- ア コストマネジメント
- イ 瑕疵担保検査
- ウ 維持管理に関するアフターフォロー
- エ 関連事業との連携・調整業務
- オ 資料作成等の支援業務

8 事業スケジュール（予定）

契約締結	令和3年3月下旬頃
実施設計	令和3年3月～令和3年12月頃
先行解体撤去等の施工	令和3年10月～令和3年1月頃
1次建設工事	令和4年1月～令和5年6月
1次建設工事の完成の市への通知	令和5年6月初旬
1次建設工事目的物の引渡し	令和5年6月末
2次建設工事	令和6年2月～令和6年7月
2次建設工事の完成の市への通知	令和6年7月初旬
2次建設工事目的物の引渡し	令和6年7月末
コストマネジメント 関連事業との連携・調整 資料作成等の支援	令和3年3月～令和6年7月

瑕疵担保検査	1次建設工事目的物 1年後検査：令和6年6月 2年後検査：令和7年6月 3年後検査：令和8年6月 2次建設工事目的物 1年後検査：令和7年6月※ 2年後検査：令和8年6月 3年後検査：令和9年6月
--------	---

注) ※1次建設工事目的物の2年経過後の瑕疵担保検査と同時に実施（以降の検査は当該年の6月に実施）

第3 事業者の募集および選定に関する事項

1 募集および選定の方法

募集および選定にあたっては、透明性・公平性および競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価および提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により落札者を決定する。

2 募集および選定のスケジュール

募集および選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

	日程	内容
令和2年	7月13日(月)	実施方針等の公表
	7月15日(水)～27日(水)	個別現地見学の受入れ
	7月15日(月)～27日(月)	実施方針に関する質問の受付
	7月20日(月)～31日(金)	参考資料の貸与
	8月7日(金)頃	実施方針に関する質問への回答
	9月上旬	入札公告、入札説明書等の公表
	9月中旬	第1回入札説明書等に関する質問の受付
	10月上旬	第1回入札説明書等に関する回答の公表
	10月中旬	第2回入札説明書等に関する質問の受付 VE提案事前確認書の提出
	10月下旬～11月上旬	個別対話の実施
	11月上～中旬	第2回入札説明書等に関する回答の公表
	11月中旬	入札参加表明書等の受付
	11月下旬	資格審査結果の通知
	12月上旬	VE提案の受付
12月中旬	VE提案審査結果の送付	
令和3年	1月中～下旬	事業提案書の受付・入札
	2月中～下旬	落札者の決定・公表、審査講評の公表
	3月上旬	仮契約締結
	3月下旬	議会議決後、本契約締結

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者等の構成

ア 入札参加者の定義

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の構成については、次のとおりとする。

(ア) 入札参加者は、新庁舎等の実施設計を行う企業（以下「設計企業」という。並びに先行解体撤去工事および建設工事に関する施工業務を行う企業（以下「建設企業」という。）により構成され、市の求める性能を確保した上で本事業を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力および実績を有する単体企業または複数企業（以下「構成企業」という。）により構成される共同企業体とする。

(イ) 構成企業から直接業務の一部を請け負う者は協力企業とする。

イ 代表企業の選定

(ア) 入札参加者は、建設企業となる単体企業または特定建設工事共同企業体の代表構成員（「第3-3-(2)②イ 建設企業の参加資格要件」で規定する建設JVの建設代表構成員）を入札参加者の代表企業として定め、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。

(イ) 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成企業が負担する責任の詳細については、入札公告時に入札説明書とあわせて公表する請負契約書(案)において提示する。

(ウ) 代表企業は、請負契約締結後速やかに、本事業に関する全業務を統括する、次に掲げる要件をすべて満たす統括代理人を契約期間中にわたり選任（非専任でも可）すること。

【統括代理人の満たすべき要件】

a 入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的な代表企業との雇用関係がある者

b 建築士法第2条第2項の規定による一級建築士（以下「一級建築士」という。）であること。

c 次に示す本事業と同種または類似の事業に関して、管理技術者、現場代理人または監理技術者として携わった実績を有すること。

【同種事業および類似事業の定義】

○同種事業※1

国または地方公共団体が発注した延床面積が 5,000 m²※2 以上の庁舎※3
の新築、増築または改築

○類似事業※1

延床面積 5,000 m²※2 以上の公共施設または民間の事務所ビルの新築、
増築または改築

注) ※1：過去 15 年間（平成 17 年（2005 年）4 月 1 日以降、令和 2 年 8 月 31 日まで）
に契約履行が完了したものに限り。

※2：他の用途との複合施設の場合はその部分を含む。また、増築および改築の場合
は、当該増築または改築部分の床面積に限る（以下同じ）。

※3：国の庁舎については官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
第 2 条に定める庁舎とし、地方公共団体の庁舎については同法の規定に準じ、
地方公共団体がその事務を処理するために使用する建築物（窓口業務、執務室
および議場を主としたもの）とする。

(エ) 統括代理人は、現場代理人、監理技術者および管理技術者を兼務することは
できるが、設計業務の管理技術者を兼ねる場合は、建築設計主任技術者を兼ね
ることはできない。

ウ 複数応募の禁止

構成企業および構成企業と資本面で関連若しくは人事面で関連している者
(※) は、他の応募者になることはできないものとする。

(※)「資本面で関連している者」とは、当該民間企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を
超える株式を有することまたはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
をいい、「人事面で関連している者」とは、当該民間企業の役員（会社法第 329 条第 1 項の規
定による役員をいう。ただし、社外取締役および社外監査役の場合を除く。）を兼ねている場
合をいう（以下同じ）。

(2) 入札参加者の参加資格要件

① 構成企業の共通参加資格要件

全ての構成企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者とする。

- ア 法人でない者
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
またはその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ウ 守山市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止中の者
- エ 建設業法第 28 条に規定する指示または営業の停止の措置を受けている者
- オ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- カ 市が、令和元年 11 月 6 日に委託契約を締結している「守山市新庁舎整備に係る発注者支援・PM業務」または令和 2 年 5 月 25 日に委託契約を締結している「守山市新庁舎整備に係る DB 事業者選定技術支援業務」に関与した者(基本設計業務の受託者)およびこれらのいずれかと資本面で関連若しくは人事面で関連している者(「第 3-3-(1) ウ 複数応募の禁止」を参照)
- キ 審査委員会(「第 3-6 落札者の決定」で規定)の委員が属する法人またはその法人と資本関係または人的関係のある者
- ク 次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - (ア) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる、次に掲げる要件のいずれかに該当し、復権を得ない法人または外国の法令上これと同様に取り扱われている法人
 - a 旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条第 1 項若しくは第 2 項または会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者または申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - b 民事再生法(平成 12 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項または第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者または申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - c 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立てまたは同条第 2 項の規定による通告がなされている者

- d 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、または旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
- (イ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - a 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 1 号の規定に該当する者または外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - b 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者または外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - c 禁固以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - e 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団または暴力団員に金銭的な援助を行っている法人、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (エ) その者の親会社等が上記(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する法人

② 構成企業の個別参加資格要件

構成企業は、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 設計企業の参加資格要件

設計企業は、参加表明書の受付日において、次に掲げる要件をすべて満たす、単体企業または設計共同企業体（以下「設計 J V」という。）であること。なお、同一の事業者が建設企業と設計企業を兼ねることも可とする。

(ア) 設計企業が単体の場合

設計企業が単体の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- a 「令和 2 年度守山市建設工事請負業者等受付名簿」（以下「資格者名簿」という。）において、「建築関係」に登録されていること。（ただし、設計企業と建設企業が同一の場合は除く。「第 3-3-(2)②ウ 資格者名簿に登録していない事業者の入札参加の認定」を参照すること。）

- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項または第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- c 同種事業または類似事業に関する実施設計の実績を有していること。実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、設計 J V として有する工事実績については、以下の要件をすべて満たす場合は実績を有しているとみなす。
 - (i) 構成員数 2 者または 3 者の設計 J V の実績であること。
 - (ii) 当該構成員による出資比率が構成員の中で最大であること。
- d 次に掲げる要件をそれぞれ満たす、管理技術者および建築設計主任技術者を各 1 名配置できること。
 - (a) 管理技術者
設計業務全般（解体設計等を含む。）を統括し、以下の要件をすべて満たすこと。なお、管理技術者は、建築設計主任技術者を兼ねることができる。ただし、統括代理人が設計業務の管理技術者を兼ねる場合は、建築設計主任技術者を兼ねることはできない。
 - (i) 入札参加表明書の受付日から起算して過去 6 か月以上の直接的かつ恒常的な設計企業との雇用関係がある者
 - (ii) 一級建築士であること。
 - (b) 建築設計主任技術者
設計業務のうち、建築分野（意匠、解体設計等を含む）を統括し、以下の要件をすべて満たすこと。
 - (i) 入札参加表明書の受付日から起算して過去 6 か月以上の直接的かつ恒常的な設計企業との雇用関係がある者
 - (ii) 一級建築士であること。
- e 業務着手以降業務期間中において、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者および造園設計主任技術者を各 1 名配置できること。なお、上記各主任技術者は、次に示す有資格者とするが、設計企業が再委託する協力企業に所属する者を配置することができる。
 - (a) 構造設計主任技術者
建築士法第 10 条の 2 の 2 の規定による構造設計一級建築士または一級建築士であること。
 - (b) 電気設備設計主任技術者
建築士法第 10 条の 2 の 2 の規定による設備設計一級建築士、一級建築士または建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定による建築設備士であること。
 - (c) 機械設備設計主任技術者

建築士法第 10 条の 2 の 2 の規定による設備設計一級建築士、一級建築士または建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定による建築設備士であること。

(イ) 設計企業が設計 J V の場合

設計企業が設計 J V の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- a 自主的に結成された設計 J V であること。
- b 設計 J V の構成員数は 2 者または 3 者であること。
- c 設計企業の窓口役となる設計企業の代表者 1 者（以下「設計代表構成員」という。）を定めること。
- d 設計代表構成員は、設計代表構成員以外の設計企業（以下「その他の設計構成員」という。）を上回る最大の出資を行うこと。
- e 設計代表構成員は、設計企業が行う業務に関する全債務を負担すること。
- f 設計代表構成員は、単体企業の場合の要件のうち、a から d の要件をすべて満たすこととし、その他の設計構成員は、同 b の要件を満たすこと。また、同 e の要件については、設計 J V が総体（協力企業でも可のものは協力企業も含む）として満たすこと。

イ 建設企業の参加資格要件

建設企業は、参加表明書の受付日において、次に掲げる要件をすべて満たす、単体企業または特定建設工事共同企業体（以下「建設 J V」という。）であること。

(ア) 建設企業が単体の場合

建設企業が単体の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- a 資格者名簿の「建築一式工事」に登録していること。（「第 3-3-(2)②ウ 資格者名簿に登録していない事業者の入札参加の認定」を参照すること。）
- b 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、「建築一式工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- c 同種事業または類似事業に関する工事の実績を有していること。実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、建設 J V として有する工事实績については、以下の要件をすべて満たす場合は実績を有しているとみなす。
 - (i) 構成員数 2 者または 3 者の建設 J V の実績であること。
 - (ii) 当該構成員による出資比率が構成員の中で最大であること。
- d 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（公告日の前日において有効であるものに限る。）において、建築一式工事に係る総合評定値が 1,500 点以上であること。

e 工期中（市が別途発注する2次解体撤去工事中は除く。）において、次に掲げる要件を満たす現場代理人および建設業法第26条に基づく監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。ただし、現場代理人と監理技術者の兼務は可とする。

(a) 現場代理人

現場代理人は、当該工事現場に常駐し、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (i) 入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的な建設企業との雇用関係がある者
- (ii) 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- (iii) 建築一式工事において現場代理人として着手から完了まで現場に従事した経験を3年以上有すること。

(b) 監理技術者

監理技術者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (i) 入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的な建設企業との雇用関係がある者
- (ii) 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- (iii) 建築一式工事において現場に従事した経験を10年以上有すること。
- (iv) 建設業法第27条の18第1項の規定による建築工事業にかかる監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証の交付を受けていること。

f 建設工事に関する施工業務の着手以降業務期間中において、建築施工、電気設備施工、機械設備施工の各分野について、入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的な建設企業との雇用関係がある担当技術者を各1名以上配置（兼務可）できること。

(イ) 建設企業が建設JVの場合

建設企業が建設JVの場合は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- a 自主的に結成された建設JVであること。
- b 経営の形態は甲型JV（以下「共同施工方式」という。）であること。ただし、「令和2年度市内本店建設工事格付」において「電気」または「管」に係る格付がA級の企業が建設企業の代表者1者（以下「建設代表構成員」という。）以外のその他の構成員（以下「その他の建設構成員」という。）となる場合は、この限りではない。

※共同施工方式の詳細については国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html を参照。

- c J Vの構成員数は2者または3者であること。
- d 1構成員の出資比率は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。ただし、「令和2年度市内本店建設工事格付」において「電気」または「管」に係る格付がA級の企業がその他の建設構成員となる場合は、当該構成員の出資比率は10%以上であること。
- e 建設企業の窓口役となる建設代表構成員を定めること。
- f 建設代表構成員は、その他の建設構成員を上回る最大の出資を行うこと。
- g 建設J Vの全ての構成員は、建設企業が行う業務に関する連帯債務を負うこと。
- h 建設代表構成員は、「第3-3-(2)②イ(ア) 建設企業が単体の場合」の要件のうち、aからeの要件をすべて満たすこと。なお、fの要件については、建設J Vが総体（協力企業は不可）として満たすこと。
- i その他の建設構成員は、「第3-3-(2)②イ(ア) 建設企業が単体の場合」の要件のうち、aおよびbの要件並びに次に掲げるすべての要件を満たすこと。
 - (a) 次に掲げる(i)から(iii)までのいずれかの要件を満たすこと。
 - (i) 守山市内に本店を有する者は、「令和2年度市内本店建設工事格付」で「建築一式」「電気」「管」のいずれかに係る格付がA級であること。
 - (ii) 滋賀県内（守山市内は除く。）に本店を有する者は、建設業法第27条の23の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（公告日の前日において有効であるものに限る。）において、建築一式工事に係る総合評定値が1,000点以上であること。
 - (iii) 滋賀県外に本店を有する者は、建設業法第27条の23の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（公告日の前日において有効であるものに限る。）において、建築一式工事に係る総合評定値が1,200点以上であること。
 - (b) 次に掲げる(i)から(iii)までの要件をすべて満たす主任技術者を当該工事現場に配置できること。
 - (i) 入札参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的なその他の建設構成員との雇用関係がある者
 - (ii) 一級建築士または対象工種に応じた一級施工管理技士の資格を取得後3年以上経過していること。
 - (iii) 建築一式工事、電気工事または管工事において監理技術者または主任技術者として着手してから完了するまで現場に従事した経験を有すること。

ウ 資格者名簿に登録していない事業者の入札参加の認定

本事業の入札への参加を希望する時点において、資格者名簿に登録されていない事業者は、本事業の入札参加にあたって、市による資格者名簿登録条件の確認審査を受け、登録資格と同等の条件を有することが確認された場合は、参加資格を有すると認めるものとする。なお、市による資格者名簿登録条件の確認審査を希望する者は、参加表明書の提出までに、確認の手続きを完了すること。

エ 統括代理人等の変更

(ア) 原則として、事業提案書において提案した統括代理人、管理技術者、現場代理人、監理技術者および主任技術者(建設JVの場合に配置する。以下同じ。)を変更することはできないものとする。ただし、統括代理人、管理技術者並びに1次建設工事における現場代理人、監理技術者および主任技術者が病気・事故・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有するものを選任し、市の承諾を得ること。

(イ) 第2次建設工事における現場代理人、監理技術者および主任技術者については、前項の理由によらず、それぞれの個別の参加資格要件(第3-3-(2)②イ(ア)および同(イ) i (b))を満たす場合に限り、変更を認めるものとする。

オ 参加表明書の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

(ア) 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。

(イ) 落札者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(3) 入札参加に関する留意事項

ア 予定価格

本事業の予定価格は、入札公告時に公表する。

イ 最低制限価格等

最低制限価格は設定しないものとする。また、低入札価格調査も実施しない。

ウ 入札保証金

入札保証金は免除する。

エ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

(ア) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が責任を負う。

オ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

カ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1の提案しか行うことができない。

キ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

ク 使用言語および単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 募集手続等

(1) 実施方針等に関する質問の受付

実施方針等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

- 提出方法：市のホームページより、実施方針等に関する質問書（様式1）のファイルを手取りし、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「実施方針等に対する質問」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
- 提出先：守山市総務部施設整備室 施設整備係
電子メール：shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp
- 提出期間：令和2年7月20日（月）から同月27日（月）午後5時まで

なお、市の判断により、質問の提出を行った民間企業に対してヒアリングを行うこともある。

(2) 個別現地見学の受入れ

民間企業の現庁舎敷地に係る理解向上等のため、希望により、個別に現庁舎敷地の現地見学を実施することが可能な機会を設ける。

個別現地見学の具体的な日程、方法等は次のとおりであり、計6日の機会を設ける。

なお、現地では、現庁舎敷地等に関する質問は受け付けないものとし、質問は、上記(1)の質問の機会に行うこと。

ア 見学場所

現庁舎敷地（庁舎内は含まない。）

イ 見学日時

令和2年7月15日（水）から同月27日（水）の間

ウ 見学方法

市民の来庁や職員の業務等に支障のない範囲内で、目視によること。なお、メジャーなど既存の庁舎施設に影響を与えない機器の利用は可とする。

エ 個別現地見学が可能な者

次の事項を満たす民間企業について、個別現地見学の受入を可能とする。

- (ア) 本事業の入札に参加しようとする民間企業
- (イ) 令和2年8月31日時点において「第3-3-(2) 入札参加者の参加資格要件」を満たす予定の民間企業

オ 個別現地見学の受入申込方法

個別現地見学の申し込みを次の要領で受け付ける。これ以外による電話等での申し込みは受け付けない。

- 申込方法： 個別現地見学の受入を希望する企業は、市のホームページより、個別現地見学の参加申込書（様式2）のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「個別現地見学参加申込（企業名）」と明記すること。
- 申込先： 守山市総務部施設整備室 施設整備係
電子メール：shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp
- 申込期間： 令和2年7月13日（月）から同月20日（月）午後5時まで
ただし、見学実施希望日の前々日までの申し込みに限る。

カ その他の条件

- (ア) 参加人数は、1社当たり5名までとする。
- (イ) 見学実施回数は、1社につき1回までとする。
- (ウ) 見学時間は、1社当たり概ね1時間までとする。
- (エ) 市民の来庁や職員の業務等に支障のないように留意すること。
- (オ) 見学の際には、名札又は企業名を記載した腕章を着用すること。
- (カ) 希望者ごとの見学時間は、希望を踏まえ市から指定し、別途連絡する。

(3) 要求水準書（案）および基本設計図書（案）等の参考資料の貸与

市は、本事業に関する要求水準書（案）および基本設計図書（案）等の参考資料（該当ファイルを保存したCD-R）について、希望者に対して貸与を行う。なお、参考資料の貸与を希望できる者は、令和2年8月31日時点において「第3-3-(2) 入札参加者の参加資格要件」の要件を満たす予定の民間企業に限る。

なお、貸与する参考資料については、実施方針公表時点のものを参考として示すものであり、正式な要求水準書および基本設計図書については入札公告時に公表予定の要求水準書および基本設計図書を正とする点に留意すること。また、参考資料は入札参加の検討以外の目的で使用しないこと。

- 申込方法： 参考資料の貸与を希望する企業は、市のホームページより、参考資料貸与申請書（様式3）のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「参考資料貸与申込（企業名）」と明記すること。
- 申込先： 守山市総務部施設整備室 施設整備係
電子メール：shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp
- 申込期間： 令和2年7月17日（金）から同月30日（木）午後5時まで

- 資料貸与方 貸与申請を行った事業者は、市が別途指定する日時に、上記
法： 申込先窓口にて貸与資料（CD-R）の受取を行うこと。
- 資料貸与期 市から当該参考資料（CD-R）の貸与を受けた日から令和2
間： 年7月31日（金）までとする。貸与資料は事業者が上記申
込先窓口まで持参または郵送にて返却を行うこと。

(4) 実施方針等に関する質問への回答

実施方針等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和2年8月7日（金）を目途に市のホームページにおいて公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の民間企業名は公表しないものとする。

(5) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における意見を踏まえ、必要に応じて、実施方針、要求水準書（案）等の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には実施方針等の公表と同じ方法で速やかに公表する。

(6) 入札説明書等の公表

市は、令和2年9月初旬に、入札公告を行い、入札説明書等を公表・交付する予定である。

(7) 第1回入札説明書等に関する質問の受付

市は、令和2年9月中旬に入札説明書等に関して第1回目の質問の受付を行う予定である。なお、質問の受付方法については、入札説明書等とともに市のホームページにて公表する。

(8) 第1回入札説明書等に関する回答の公表

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和2年10月上旬に市のホームページにおいて公表することを予定しているが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の民間企業名は公表しないものとする。

(9) 個別対話の実施

本事業への入札参加を希望する民間企業（以下「入札参加希望者」という。）を対象に、本事業の目的や求める要求水準への理解を深めること、VE提案に関する事前確認等を目的として個別対話を、令和2年10月下旬から11月上旬に実施する予定である。

個別対話でなされた質疑応答内容は、一般的な内容に関する回答のみとし、入札参加希望者の個別の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについての公表は行わないものとし、入札説明書等に関する回答とあわせて、市のホームページにおいて公表する。

なお、個別対話へ参加した者の民間企業名は公表しないものとする。

ア 個別対話への参加が可能な者

次の事項を全て満たす民間企業について、個別対話の参加を可能とする。

(ア) 入札参加希望者

(イ) 個別対話の実施日に、「第3-3(2)②イ 建設企業の参加資格要件」を満たしている、または満たす予定の民間企業

イ 実施時間等の確定

個別対話の実施時間等については、参加申込のあった民間企業すべてに別途連絡する。

ウ その他の条件

(ア) 単体での参加の場合は、個別対話の実施日に代表企業資格を有する（または満たす予定）民間企業に限る。

(イ) 個別対話の実施日に代表企業資格を有する（または満たす予定）民間企業を含む複数の民間企業から成るグループでの参加も可とする。

(ウ) 個別対話への参加は、入札参加希望者の任意とし、個別対話への参加の有無は正式なVE提案審査における採否には影響しない。

エ VE提案に関する事前確認書の提出

個別対話参加を希望する者は、VE提案に関する事前確認書（参考として（様式4-1から4-4）を公表するが、入札公告時には、修正した様式を公表することがある）」を、提出期限（令和2年10月中旬）までに提出すること。

なお、「VE提案に関する事前確認書」に記載されていないVE提案項目を、正式なVE提案審査時に提出する「VE提案書」に追加して提案することを妨げない。

VE提案に関する事前確認書の提出方法、必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

(10) 第2回入札説明書等に関する質問の受付

市は、令和2年10月中旬に個別対話と並行して入札説明書等に関する第2回目の質問の受付を行う予定である。なお、質問の受付方法については、入札説明書等とともに市のホームページにて公表する。

(11) 第2回入札説明書等に関する回答の公表

第2回入札説明書等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和2年11月上旬から中旬頃に市のホームページにおいて公表することを予定しているが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の民間企業名は公表しないものとする。

(12) 入札参加表明書等の受付および資格審査（一次審査）結果の通知

入札参加希望者は、本事業に関する入札参加表明書および資格審査（一次審査）に必要な書類を、提出期限（令和2年11月中旬を予定）までに提出すること。資格審査の結果は、すべての入札参加希望者に通知する。資格審査の具体的な日程、入札参加表明書等の受付方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。なお、資格審査を通過しなかった入札参加希望者は、市に対してその理由について書面により説明を求められることができる。

(13) VE提案の実施手続き

資格審査に通過した民間企業（以下「資格審査通過者」という。）がVE提案を行う場合は、VE提案に関する提出書類を、提出期限（令和2年12月上旬を予定）までに提出すること。VE提案の提出方法、必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

VE提案審査の結果は、VE提案を提出した資格審査通過者に、書面（VE提案審査結果通知書）により令和2年12月中旬に電子メールと郵送で発送する予定である。

なお、VE提案に関する詳細は、入札公告時に公表する入札説明書に添付するVE提案実施要領において提示する。

(14) 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した事業提案書の提出期限（令和3年1月中旬から下旬を予定）までの提出を求める。事業提案書の提出方法、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

(15) 入札および開札

事業提案書に基づいた入札書の提出期限（令和3年1月中旬を予定）までの提出を求める。入札書の提出方法、開札時期・方法、入札に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

5 VE提案の実施

(1) VE提案の目的

VE提案は、以下の3つの目的のいずれかに合致すること。特に1つ目の「ア 工事費等の縮減」を第一に優先すべき目的として提案すること。

なお、VE提案にあたっては、要求水準書および基本設計図書の内容を踏まえて、基本設計意図をよく理解した上で、実施すること。

ア 工事費等の縮減

市の厳しい財政事情や、新型コロナウイルス感染症の拡大の長期化に伴い、市民生活に様々な影響が広がる昨今の状況を鑑み、本事業に対する市民の更なる理解を得ること等を目的として、施工業務に関する工事費、引渡し対象物に関する維持管理費および設備更新費が縮減されること。

イ 品質・性能の向上

新庁舎の基本理念、基本方針、設計コンセプトおよびその他基本設計意図を踏まえた上で、特に以下の2点において、引渡し対象物の更なる品質・性能の向上が期待されること。

(ア) 安全性の向上のための合理的な構造形式・種別、外装等の変更

(イ) 新庁舎の供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の容易性の向上

ウ 施工計画の合理化

工期や要求水準書等を遵守した上で、特に以下の点において、施工計画の合理化が期待されること。

(ウ) 効果的、効率的なローリング・仮設計画

なお、上記(ア)～(ウ)の3点を総称して「VE提案重点テーマ」という。

(2) VE提案の範囲

VE提案の範囲は、以下のとおりとする。

ア VE提案重点テーマに関連する提案

設計条件については基本設計図書を遵守することを原則とする。

ただし、VE提案重点テーマに関連する提案を行う際に、提案による効果が、その目的に照らして十分に見込まれることや、基本設計図書および要求水準書に明示された性能と同等以上の性能が確保されていると、市が判断する場合に限り、基本設計図書の記載内容の変更を認める。

(ア) 安全性の向上のための合理的な構造形式・種別、外装等の変更に関する提案

- ・基本設計図書に示す建物安全性能と同等またはそれ以上の安全性能を有し、経済的かつ合理的な構造形式・種別、外装等の工法等への変更提案は可能とする。
- ・設計用床積載荷重の設計条件は、基本設計図書に示すとおりとする。

(イ) 新庁舎供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の容易性の向上に関する提案

- ・基本設計図書の記載内容の品質・性能以上であることを前提として、新庁舎供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の容易性の向上に資する、外部・内部仕上の変更、設備仕様の変更、平面・立面・断面計画の変更は可能とする。

(ウ) 効果的、効率的なローリング・仮設計画に関する提案

- ・基本設計図「E. 建替計画図」に示す「ステップ1」から「ステップ7」までのローリングの順序の変更や仮移転・移転の手順・時期など、建替計画の大きな変更を伴うローリングの変更は不可とする。
- ・庇設置の工法等の変更に伴う1次建設工事と2次建設工事の工事範囲の一部の変更や、ステップ1～2の仮設・盛替え工事の範囲・手順等の変更、仮設を含む工事区画の変更等については、可とする。

イ その他のVE提案が可能な範囲

基本計画に掲げた5つの基本方針に合致し、要求水準書および基本設計図書に示す内容の品質・性能以上とする提案は可能とする。

ウ その他留意点

以下の条件にあてはまる場合には、基本設計図書の記載内容の品質・性能以上とする提案であっても、VE提案が認められない場合がある。

- (ア) 新庁舎供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の費用負担等が大きいと考えられるもの
- (イ) 周辺地域に対して工事中の騒音、振動等の影響が大きいと考えられるもの
- (ウ) 環境負荷が大きいと考えられるもの
- (エ) その他市が採用を適当と認めない相当の理由があるもの

6 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

市は、一次審査（資格審査）、V E 提案審査および二次審査を行い、落札者を決定する。

(2) 審査委員会の設置

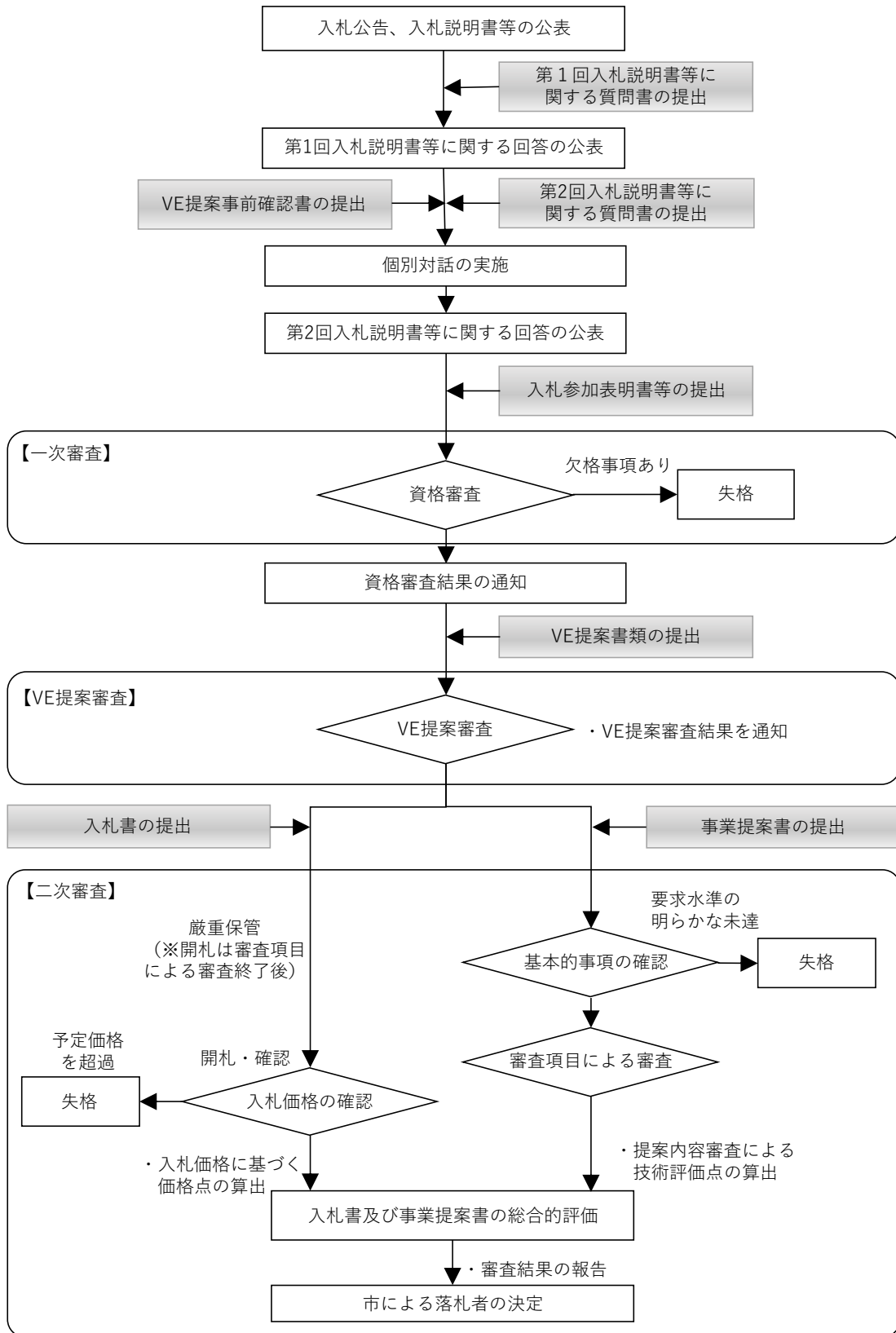
市は、V E 提案審査および二次審査における提案内容の審査に関して、公正性および透明性を確保するとともに、各分野の専門的見地からの意見を参考とすることを目的に、学識経験者等で構成される「守山市新庁舎整備に係るDB事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置している。なお、審査委員は以下のとおりである。

守山市新庁舎整備に係るDB事業者審査委員会委員（五十音順。敬称略。）

委員名	所属・役職等
及川 清昭	守山市新庁舎整備に係るプロポーザル審査委員会委員長 立命館大学理工学部 特命教授
平尾 和洋	守山市庁舎整備計画策定アドバイザー会議座長 立命館大学理工学部建築都市デザイン学科 教授
満田 衛資	京都工芸繊維大学デザイン・建築学系 教授 日本建築構造技術者協会 J S C A 賞審査委員
持田 泰秀	立命館大学理工学部建築都市デザイン学科 教授 近江八幡市庁舎整備工事総合評価技術審査会委員

実施方針等の公表後落札者の決定までに委員と本事業に関し接触を持ち、または持とうとした入札参加者は失格とする場合がある。

図表3 落札者決定までの流れ



(3) 二次審査の内容

ア 審査の内容

審査委員会において、各入札参加者からの本事業の実施に係る事業提案書の提案内容等（以下「提案内容」という。）を審査する。

また、審査委員会において、入札価格に基づく「価格点」と、提案内容の審査結果に基づく「技術評価点」を合算して、「総合評価点」を算出する。

審査委員会は原則として非公開とし、審査の具体的な内容については、入札公告時に公表する入札説明書に添付する落札者決定基準において提示する。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

イ 提案内容審査事項

提案内容審査における審査項目の概要は次に示すとおりである。審査項目の詳細及び配点等については、落札者決定基準において提示する。

(7) 実績評価項目

- ・総括代理人、管理技術者および監理技術者の実績

(4) 技術提案評価項目

- a 業務全体の実施方法
 - (i) 実施方針および実施体制
 - (ii) 関連業務の実施方針等
- b 地域経済への貢献
 - (i) 市内建設関連企業への配慮
 - (ii) その他地域経済活性化に資する取組
- c 品質・性能向上に関する提案
 - (a) 基本計画に掲げた5つの基本方針に対する具体的提案
 - (b) VE提案を含むその他の具体的提案
 - (i) 安全性の向上のための合理的な構造形式・種別、外装等の変更等
 - (ii) 供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等のコスト削減の工夫および容易性の向上 等
- d 施工計画に関する提案
 - (a) 基本的事項
 - (i) 全体工程管理
 - (b) VE提案を含むその他の具体的提案
 - (i) ローリング・仮設計画

(c) その他の具体的提案

(i) 施工品質の確保

(ii) 施工中における既存庁舎および周辺地域等への配慮

ウ 落札者の決定

市は、審査委員会による審査結果の報告を踏まえ、落札者を決定する。

エ 審査結果等の公表

市は、落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」「落札者」等を市のホームページにおいて公表する。

(ア) 落札者の公表

市が落札者を決定した際は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、市のホームページを通じて結果を公表する。

(イ) 審査講評の公表

市は、落札者の決定にあわせて、審査の経緯および審査結果を記載した審査講評を市のホームページにおいて公表する。

(ウ) 入札の無効

守山市財務規則第 127 条に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その入札は、無効とする。

オ 事務局

審査委員会の事務局は、守山市総務部施設整備室とする。

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には応募できないものとする。

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
- ・株式会社隈研吾建築都市設計事務所
- ・株式会社安井建築設計事務所

7 提示条件

(1) 市の支払いに関する事項

事業者は、本事業の実施に係る一切の費用を、市から支払いのあるまでの間、負担することとし、市は本事業の実施に係る対価を事業者に対し、請負契約書に定めるところにより、支払うこととする。

支払方法等の詳細は、入札公告時に入札説明書とあわせて公表する請負契約書(案)「以下「請負契約書(案)」という。」に示すが、現時点では下表のとおり想定している。

先行解体撤去等の施工業務並びに庁舎棟および車庫棟1の施工業務等の実施に係る支払

区 分	請求可能時期※1	支払額
①前金払	先行解体撤去等の 施工着手時 令和4年度初頭 令和5年度初頭	予算の範囲内において市が想定した当該年度の当該業務に関する請負代金の40%以内の金額※2
②中間前金払	令和4年度における 工事実施期間の 2分の1を経過後	予算の範囲内において市が想定した当該年度の当該業務に関する請負代金の20%以内の金額
③年度末出来高に基づく部分払	令和4年3月末 令和5年3月末	予算の範囲内において当該業務の出来高に応じ、市が査定した金額(各会計年度の出来高の90%以内)。ただし、②中間前金払の請求後は、部分払を請求することはできない。
④1次整備工事目的物の部分引渡しに伴う部分払	令和5年6月末	1次建設工事の実施に係る対価の総額から、前払金(①②の合計額)および部分払金(③の合計額)の総合計額を控除した額
⑤2次整備工事目的物の引渡しに伴う完成払	完成検査合格後 (令和6年7月末)	施工業務の対価の総額から、①～④の総合計額を控除した額

注) ※1 請求を受けた日から40日(前金払については30日)以内に支払いを行う。

※2 建設業保証会社の保証がある場合に限る。

上記以外の費用に係る支払

区 分	請求時期	支払額
完了払	調査・設計業務の実施に係る対 価：令和3年12月末	本業務の対価の総額

(2) 対価の改定の考え方

物価変動等に一定程度の下降および上昇があった場合、契約金額について協議することがある。

協議方法等の詳細については、請負契約書（案）において提示する。

(3) 事業者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、事業者は契約上の地位および権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定および担保提供を行うことができないものとする。

(4) 請負契約の締結等

ア 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、請負契約書（案）において提示する。

イ 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

請負契約書（案）の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとする。

ウ 請負契約の締結

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき請負契約に関する協議を行い、令和3年2月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、令和3年3月を予定している。

エ 違約金の支払い

落札者が請負契約を締結しない場合、落札者は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を支払うこととする。

オ 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(5) 提案不履行時の違約金支払等

事業者が事業提案書に記載した提案（以下「提案」という。）を履行することができない場合、事業者は、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

事業者が前項の通知を受け、または、事業者が提案を履行していないことを市が発見した場合、市および事業者は、請負契約の履行にあたり事業者が履行すべき給付の内容およびその給付が満たすべき水準（以下「業務水準」という。）に従った請負契約の履行の可否について協議するものとする。

協議の結果、市において、事業者がその責めに帰すべき事由により提案を履行することができないと判断したときは、事業者は、業務水準の変更について市の承諾を得なければならない。市は、事業者がその責めに帰すべき事由により変更前の提案を履行することができなかった点を工事成績評定の減点対象とすることができ、また、事業者に対し、違約金を請求することができるものとする。

提案不履行時の違約金の算定方法については、当該提案の不履行による提案評価の見直しを行い、見直し後の評価に基づき、技術評価点数の再計算を行い、落札時の技術評価点数との点差に応じた計算式（契約金額の最大10%程度）を検討中であり、その他の事項も含めた詳細については、請負契約書（案）に提示する予定である。

ただし、事業者と市と協議の上、当該提案と同等と認められる方法等で工事を実施することを市が認めた場合には、違約金を減額または免除することがある。

第4 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、以下のホームページ等において行うものとする。

守山市ホームページ：<http://www.city.moriyama.lg.jp/>

2 担当部局

本事業の事務局は下記の通りである。

守山市総務部施設整備室（守山市役所庁舎本館2階）

住所 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話番号 077-584-5926

ファックス番号 077-582-0539

メールアドレス shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp